

農業者の皆様へ

需要に応じた 米生産に取り組み 経営安定を図りましょう!

飼料用米等に取り組みのメリット

1 経営の安定化

全国の生産量に影響される主食用米の価格とは異なり、飼料用米等は確実で手厚い助成を受けられるため、安定した経営が見通せます。

2 労力の分散

主食用米と熟期の異なる飼料用米等を組み合わせることで、作業時期を分散させることができます。

3 需要に応じた生産・販売

主食用米の需要が減少する中、飼料用米等の新規需要米には一定の需要があります。

全 国

令和8年産
主食用米等生産量
(需給の見通し)

711万トン
(令和7年度実績 747万トン)

徳島県の生産目安

○主食用米の生産目安

10,300ha (R7実績比：同数)

○飼料用米の生産目安

643ha (R7実績比：475ha増)

はじめに

徳島県農業再生協議会は、地域農業の振興を図るため、経営所得安定対策や需要に応じた米の生産・販売の推進等の取組を展開しております。

令和7年産主食用米の価格は高い水準で推移していますが、令和8年6月末の民間在庫量は過去10年で最大だった平成27年と肩を並べるまで積み上がる見通しとなっています。また、相対取引価格は下落傾向に転じているなど、需給が緩みつつあることから、「需要に応じた生産」の徹底が求められております。

本協議会としましては、こうした状況下におきましても、経営安定が図られるよう、関係機関との連携のもと、生産者の皆さまに対して国の施策を最大限に活用いただくための支援や情報提供を行うとともに、引き続き、経営所得安定対策や水田活用直接支払交付金の円滑な推進や、担い手への農地の集積・集約化の推進等に取り組んで参りたいと考えております。

本パンフレットでは、制度概要や申請手続、産地交付金の助成内容、収入試算などの情報を掲載しておりますので、「需要に応じた米づくり」及び「経営の安定化」に活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本県主食用米の作付面積と相対取引価格（コシヒカリ）の推移



(出典) 農林水産省「作物統計」、「米穀の取引に関する報告」、「米に関するマンスリーレポート」

目 次

1	産地交付金の助成内容	4
2	収入資産（10aあたり）	7
3	産地交付金にかかる提出書類一覧	8
4	産地交付金 Q & A	9
5	水田活用の直接支払交付金	14
6	飼料用米の多収品種（専用品種）	16
7	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	17
8	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	18
9	農業者の皆様へ ～米の適正な流通～	19
	農地中間管理事業	21
	農作物共済と収入保険制度のポイント	22
	対策の加入申請・交付手続	24
	問い合わせ先一覧	28

令和8年度 産地交付金(水田活用の直接支払交付金)の助成内容

令和8年度メニュー設定の考え方

食料の安定供給及び持続可能な農畜産業の実現に向け、「需要に応じた生産」を推進するために、「飼料用米の多収品種加算」と「生産性向上加算」の単価を引き上げ。

※ 予算額を上回る申請があった場合、助成単価の調整を実施(一律の割合で調整)。

※ 助成内容については、現在、農林水産省と協議中であり、今後、変更の可能性あり。

メニュー名	対象品目	単価 (円/10a)	要件等
飼料用米の 多収品種加算	飼料用米 (多収品種)	29,000	<ul style="list-style-type: none"> 多収品種の作付け 適切な施肥管理 多収品種は以下の通り ※いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたあおば、きたげんき、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくのご、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずき、ミスホチカラ、みなちから、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり、あきだわら(知事特認)
地域指定作物 助成	地域指定 3品目	13,000	<ul style="list-style-type: none"> 地域指定3品目の作付け(基幹作に限る) 品目に応じた生産性向上技術の実施
麦・大豆 技術向上加算	麦 大豆 (二毛作含む)	15,000	必須:排水対策、適期播種 選択:生産性向上技術 麦:穂肥・実肥、種子消毒等 大豆:高度施肥管理、発生予察による適期防除等
生産性向上 加算	飼料用米 (一般品種含む) WCS 輸出用米 米粉用米 加工用米 飼料作物 子実トウモロコシ	16,000	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上技術を2つ実施 対象となる取組は以下のとおり 温湯消毒 側条施肥 水管理システム ドローン防除 収量・食味コンバイン ICT田植機 等
耕畜連携助成	飼料用米の稲わら 飼料用米 (一般品種含む) WCS 飼料作物 子実トウモロコシ (二毛作含む)	8,000	<ul style="list-style-type: none"> 粗飼料作物等を畜産農家に供給し、堆肥を受け取り散布する。 ※協定の締結が必要です。
そば二毛作 助成	そば	6,000	<ul style="list-style-type: none"> そばを二毛作で作付ける 播種前契約の締結
担い手農地 集積加算	飼料用米 (一般品種含む) 米粉用米 WCS 加工用米 輸出用米 飼料作物 子実トウモロコシ 麦 大豆 高収益作物	11,000	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上の借受 令和7年7月1日から令和8年6月30日までに権利発生していること 利用権設定からの付け替えは除く

国が設定するメニュー

メニュー名	対象品目	単価 (円/10a)	要件等
そば・なたね助成 (基幹作)	そば、なたね	20,000	そば・なたねを基幹作で作付 ※播種前契約を締結
コメ新市場 開拓支援	輸出用米等	20,000	輸出用米等米の新市場開拓を支援
新市場開拓用米 複数年契約加算	輸出用米	10,000	輸出用米等について3年以上の複数年契約 ①令和8年から新たに締結した契約であること ②契約期間中の契約数量が減少しないこと ③コメ新市場開拓等促進事業で採択されたものが対象
地力増進作物 拡大加算	地力増進作物 (基幹作)	20,000	水稻を減少させ、地力増進作物を拡大させた面積について支援 ①地力増進作物は基幹作として作付けし、すき込むこと ②すき込んだ後、高収益作物等を作付すること ※高収益作物等については出荷・販売すること

各地域農業再生協議会指定品目

徳島市農業再生協議会	菜の花(野菜)、ほうれんそう、ブロッコリー
鳴門市農業再生協議会	さといも、れんこん、ブロッコリー
小松島市地域農業再生協議会	オクラ、さといも、ブロッコリー
勝浦町農業再生協議会	オクラ、菜の花(野菜)、なす
上勝町地域農業再生協議会	ねぎ、葉わさび、レンコン葉
佐那河内村農業再生協議会	菜の花(野菜)、オクラ、ほうれんそう
石井町農業再生協議会	ブロッコリー、ほうれんそう、未成熟とうもろこし
神山町農業再生協議会	ふき、ししとう、菜の花(野菜)
松茂町地域農業再生協議会	れんこん
北島町地域農業再生協議会	キャベツ、ブロッコリー、れんこん
藍住町農業再生協議会	カリフラワー、ねぎ、にんじん
板野町農業再生協議会	えだまめ、白うり、にんじん
上板町農業再生協議会	えだまめ、ブロッコリー、にんじん
阿南市農業再生協議会	オクラ、菜の花(野菜)、ブロッコリー
那賀川川北農業再生協議会	オクラ、キャベツ、ブロッコリー
那賀町地域農業再生協議会	ケイトウ、シャクヤク、菜の花(野菜)
牟岐町地域農業再生協議会	ねぎ、オクラ、ブロッコリー
美波町地域農業再生協議会	オクラ、ほうれんそう、菜の花(野菜)
海陽町地域農業再生協議会	オクラ、菜の花(野菜)、ブロッコリー
吉野川市農業再生協議会	未成熟トウモロコシ、にんじん、ブロッコリー
阿波市農業再生協議会	レタス、なす、ブロッコリー
美馬市地域農業再生協議会	レタス、なす、ブロッコリー
三好市地域農業再生協議会	なす、菜の花(野菜)、ブロッコリー
つるぎ町地域農業再生協議会	なす、未成熟トウモロコシ、ブロッコリー
東みよし町農業再生協議会	なす、ブロッコリー、菜の花(野菜)

地域指定作物助成の要件となる生産性向上技術

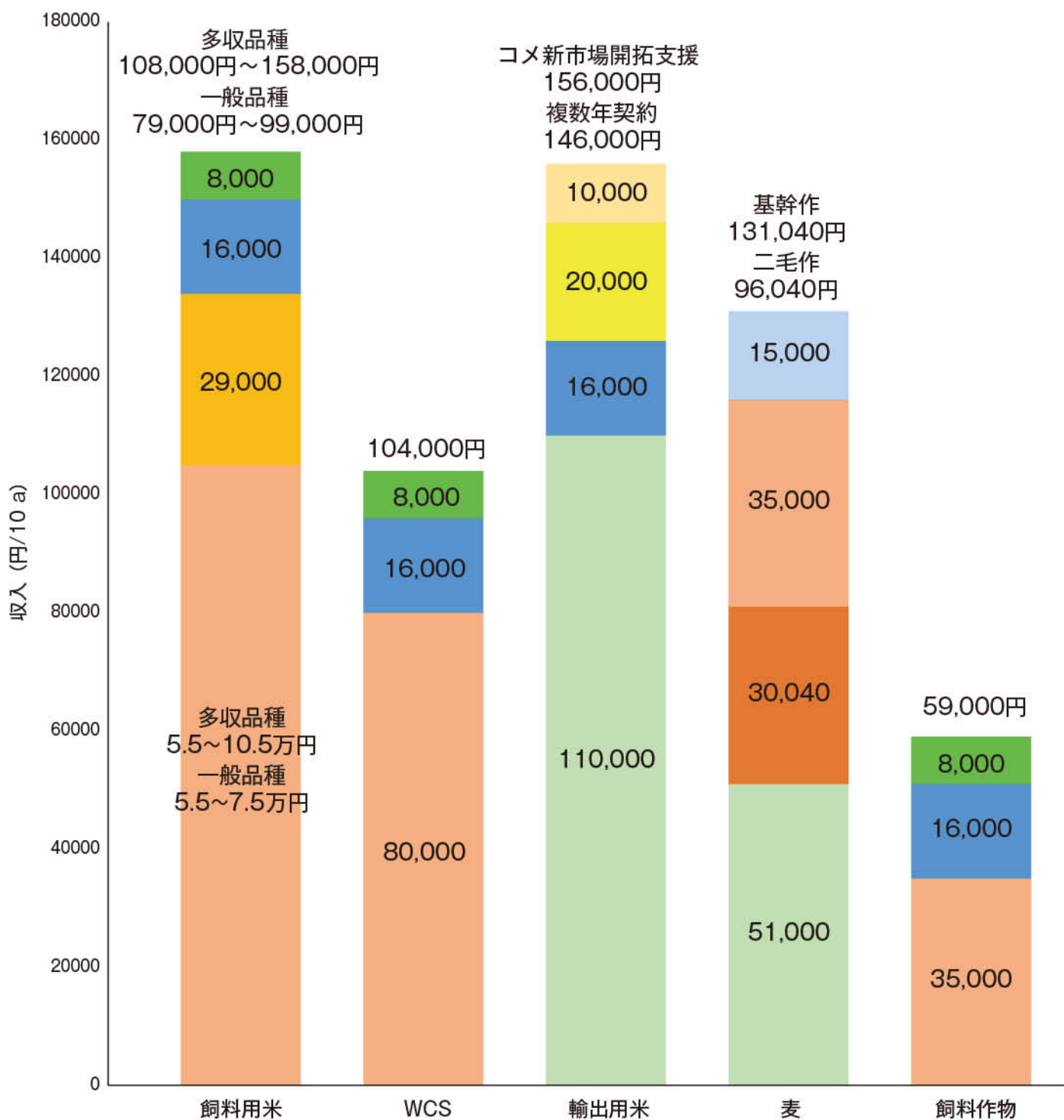
協議会名	優良品種の導入	排水対策	スマート農業	土作り(堆肥等)	有機肥料	適期防除	施肥管理(土壌分析等)	効率的な出荷	国内資源利用肥料	その他
徳島市	○	○	○	○	○					
鳴門市	○※1		○			○※1				高うね※1 稲わらすき込み※1 適切な株間※1 マルチ栽培※1 フェロモントラップ 芽出し(催芽)※1
小松島市		○		○				○※1		
勝浦町				○	○					
上勝町				○	○		○			
佐那河内村	○	○			○		○			
石井町	○			○		○	○			
神山町		○※1			○		○			
松茂町							○			フェロモントラップ
北島町		○※1		○※1			○※1			
藍住町	○		○	○	○		○		○	土壌消毒・太陽熱消毒 生分解性マルチ 適切な株間※1 発生予察を活用 窒素源施用 混合堆肥複合肥料
板野町	○		○	○※1	○		○	○※1	○	窒素源施用 発生予察の活用 適切な株間※1 生分解性マルチ 防虫ネット 混合堆肥複合肥料
上板町	○		○	○※1	○		○	○	○	窒素源施用 発生予察の活用 適切な株間 生分解性マルチ 防虫ネット 混合堆肥複合肥料
阿南市				○					○	肥効調節型肥料
那賀川北				○					○	肥効調節型肥料
那賀町										適切な栽培管理 推奨資材の使用 灰色カビ病の発生予防、防除※1
牟岐町										化学肥料の低減 推奨資材の使用
美波町				○			○			
海陽町		○		○		○				
吉野川市		○		○	○					ブロッコリー自動定植機
阿波市	○			○	○					推奨資材の使用
美馬市				○	○		○			
三好市		○※1		○		○		○※1		苗定植※1
つるぎ町							○			
東みよし町		○		○		○		○※1		苗定植※1 灌水設備※1 液肥※1 防風対策※1 推奨資材の使用※1 マルチ栽培※1

※1 対象となる品目が限られます。どの品目が対象となるかは地域農業再生協議会にお問い合わせください。

優良品種や推奨資材については、各地域農業再生協議会において定めております。
具体的には、各地域農業再生協議会にお問い合わせください。

2

収入試算 (10aあたり)



■ 売上
 ■ 畑作物直払
 ■ 戦略作物助成
 ■ 飼料用米多収
 ■ 生産性向上
 ■ 耕畜連携
 ■ 麦技術向上
 ■ コメ新市場開拓支援
 ■ 複数年契約

3

産地交付金にかかる提出書類一覧

※各種様式については、地域農業再生協議会にお問い合わせください。様式番号は変更の可能性があります。

○共通

- 用途別取組申請書
(参考様式1)
- 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の5に基づく作付確認の基準日を設定する作物については、参考様式9
- 基幹作または二毛作の要件確認については営農計画書で確認
- 出荷販売伝票

○飼料用米の多収品種加算

- 適切な施肥管理を行ったことがわかる資材購入伝票や作業日誌(参考様式4)

○地域指定作物助成

- 生産性向上にかかる取組確認書類(参考様式5、6)
- 取組の証明写真、作業日誌等
- 翌春収穫の作物の場合は誓約書(様式11-1号)

○麦・大豆技術向上加算

- 出荷販売契約書播種前契約
- ※自家加工や直売等の場合は参考様式10
- 取組の証明写真、作業日誌等

○生産性向上加算

- 生産性向上にかかる取組確認書類(参考様式5、6)
- 新規需要米生産集出荷数量一覧表の提出期限以降に出荷する場合は様式11-1号
- 取組の証明写真、作業日誌等

○耕畜連携助成

- 自家利用の場合、参考様式15
- 利用供給協定書(参考様式16)
- 取組の証明写真、作業日誌等

○そば二毛作助成

- 自家加工や直売所等の場合は参考様式10

○担い手農地集積加算

- 中間管理機構を活用した契約であることの証明
- ※利用権設定からの付け替えでないことは農地台帳により確認
- 農業者ごとに対象作物の作付面積が拡大していることの証明

○新市場開拓用米の複数年契約

- 実需者又は実需者団体との契約書
(集荷業者がとりまとめる場合は一括証明)

○そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物

- 播種前契約書の写し(そば・なたね)
- 新規需要米集出荷数量一覧表(新市場開拓用米)
- 作業日誌(地力増進)
- 販売伝票(地力増進の次期作の高収益作物等)

4

産地交付金 Q&A

Q1

令和8年度におけるメニュー変更のポイントが知りたい。

A1

- 「需要に応じた生産」を推進するため、「飼料用米の多収品種加算」と「生産性向上加算」の単価を引き上げます。また、「地域指定作物助成」については、地域の実情に応じて、対象品目や技術要件が変更されている市町村があるほか、「生産性向上加算」、「担い手農地集積加算」で子実トウモロコシを対象に加えています。

Q2

飼料用米の多収品種加算の要件である適切な施肥管理とは、具体的にはどうすればよいのか。

A1

- それぞれの品種の栽培暦に基づいた施肥管理を行ってください。

Q3

なぜ、飼料用米の多収品種を重点的に支援するのか。

A1

- 令和6年産より、国の戦略作物助成における飼料用米の一般品種（主食用品種等）の助成単価が段階的に引き下げられることから、生産者の方に多収品種への切り替えを促すとともに、適切な施肥管理を行うことで、収量を向上させ、経営安定を図るためです。

Q4

多収品種を生産するときの注意点は？

A1

- 多収品種の生産においては「区分管理」で取り組むことになります。この場合、助成単価が単収に応じて55,000～105,000円/10aの間で変動するため、栽培管理を適切に行い、収量を確保していただくことが重要です。
また、契約したほ場で生産された米は、ふるい下米も含めて全て飼料用として確実に出荷する義務が生じますので、主食用その他の用途に横流れすることがないようにご注意ください。

A2

- また、区分管理における単収の算定の基となる収量は、令和4年産まではふるい下米も含んだ全量を使用していましたが、令和5年産からはふるい上の収量を用いて算定するよう制度が改正されました。
(ふるい下を除く数量を報告、又は収穫全量に対し地域におけるふるい下米の発生割合を乗じる)

Q5

地域指定作物助成の対象品目と要件について教えてほしい。

A1

- 各地域協議会が定める3品目を対象に、「生産性向上」に資する取組を要件として助成します。
対象となる品目は5ページに記載しています。

A2

- 出荷販売の証明の提出に加え、令和7年度からは生産性向上技術の実施も必要になっています。
必要な証拠書類は技術によって異なりますが、ほとんどの場合、作業写真、作業日誌等を整備する必要があります。また、申請に係る証拠書類は交付の翌年度から5年間は保管しておくようにしてください。
対象となる技術は6ページに記載しています。

Q6

麦・大豆技術向上加算の注意点について教えてほしい。

A1

- 単収にかかわらず、生産性向上技術を実施していただくことで、支援対象となります。生産性向上技術については従来の支援要件と同じです。ただし、排水対策が必須要件となっています。

A2

- 助成に当たっては適期は種（麦は12月末まで、大豆は7月末まで）及び、排水対策が必須となります。適期は種を行ったが、気象災害により、まき直した場合は作業日誌にその旨を記載していただければ助成対象となります。

Q7

生産性向上加算の対象となる取組について教えてほしい。

A1

- 要件となる生産性向上技術は、品目に応じた以下の取組を2つ以上選択して実施してください。また、このメニューでは飼料用米（一般品種）も対象になります。
- ・面的集積（1ha以上）
 - ・認定農業者又は認定新規就農者
 - ・生産コスト低減及び生産性向上の取組（A2参照）
 - ・スマート農業の取組（A3参照）

A2

- 対象となる生産コスト低減及び生産性向上の取組は以下のとおりです。
- ・育苗箱全量施肥
 - ・温湯種子消毒
 - ・疎植
 - ・側条施肥
 - ・プール育苗
 - ・直播栽培
 - ・流し込み施肥
 - ・堆肥散布
 - ・立毛乾燥
 - ・農薬の田植え同時処理
 - ・農薬の播種同時処理
 - ・堆肥又はケイ酸資材の施用
 - ・土壌分析や生育診断を踏まえた施肥

A3

- 対象となるスマート農業の取組は以下のとおりです。

・営農支援システム

圃場情報や作業状況などの情報をスマホやタブレットで記録したり、過去の作業内容を振り返るなど、経営分析や経営全体像の見える化ができるシステム。

・食味収量コンバイン

収穫作業をしながら、収穫した圃場毎の米の食味（タンパク質含有率）や収量を測定できるコンバイン。



・水管理システム

自動給排水装置。水位や時間など設定内容に応じて給排水を自動で調整したり、スマホで水位や取水の有無等を確認し遠隔操作ができる。



・ICT田植機

直進キープ機能付き田植機。ハンドルから手を離れた状態でも正確に直進できるため、ベテラン農家でなくとも楽に作業ができる上、疲労やストレスの軽減にも期待できる。



・ドローンによる防除または施肥

農薬や肥料を入れたタンクと散布ノズルを搭載したドローンによる防除作業。10aあたり数分で作業でき、大幅な作業軽減が期待できる。
※委託による取組も対象です。



※②、③の取組については、同じ項目から2つ実施することも可能です。

例：「育苗箱全量施肥」と「温湯種子消毒」の2つを実施

※スマート技術の詳細については、各メーカーにお問い合わせください。

Q8

新市場開拓用米複数年契約加算の要件について詳しく知りたい。

A1


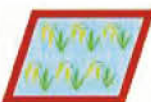
- 契約に当たっては以下の要件を守ってください
 - ① 令和8年産から新たに結んだ3カ年以上の契約であること。
 - ② 「生産者又は生産者団体」と「需用者又は需用者団体」が結ぶこと。
 - ③ 各年産の契約数量及び販売価格の設定方法、違約条項を規定すること。
 - ④ 契約初年度以降の契約数量が減少しないこと。

A2


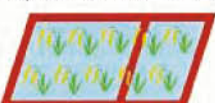
- 契約数量について、徳島県では以前まで面積に基準単収（合理的単収）を乗じて算定していましたが、複数年契約では数量が固定となるため、令和2年産からは、契約数量ベースで交付対象面積を算定する手法をとっています。

<一括管理の場合の交付対象面積の考え方>


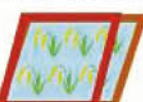
1年目 ※契約数量は3年間固定


 契約数量 25,000kg
 \div
 500kg/10a (合理的単収)
 $=$

 交付対象面積：5ha
 何kgとれても契約数量（25,000kg）のみを新規需要米として出荷する。初年度なので、交付対象面積は実際のほ場面積と一致している。

2年目


 契約数量 25,000kg
 \div
 400kg/10a (合理的単収)
 $=$

 交付対象面積：6.25ha (+1.25ha)
 合理的単収が下がった場合、契約数量を確保するため契約数量ベースで交付対象面積を算定すると、左の場合6.25haとなり、+1.25ha分も交付対象面積となる。

3年目


 契約数量 25,000kg
 \div
 600kg/10a (合理的単収)
 $=$

 交付対象面積：4.17ha
 合理的単収が上がった場合も、契約数量ベースで算定した面積4.17haが交付対象面積となる。

Q9

担い手農地集積加算とはどのようなものか。

A1

- 本加算は、農地中間管理機構を活用した、農地集積の取組を支援します。加算要件は以下のとおりです。
 - ①農地中間管理事業を活用して権利設定した水田であること。
 - ②3年以上の借受であること
 - ③令和7年7月から令和8年6月末までに権利発生したことが証明できること。
 - ④市町村が作成する地域計画に位置づけられた農家であること。
※対象となる**ほ場が含まれる地域計画**に位置付けられる必要があります。
 - ⑤飼料用米や麦、大豆、野菜、花き、果樹等を作付けすること。
 - ⑥生産者ごとに見て、対象品目の作付面積が昨年度より拡大していること。
 - ⑦利用権設定からの付け替えは除く。

A2

- 交付対象面積は、以下の①又は②のうち、小さい方の面積が対象となります。
 - ①農地中間管理機構から新規で借り受けた面積
 - ②対象作物の前年度からの拡大面積

<計算例>

R7作付実績	：主食用米4ha、飼料用米2ha
R8作のうち中間管理機構から2ha借受け	：主食用米5ha、飼料用米3ha

・助成対象＝飼料用米増加分の**1ha**

Q10

地力増進作物への助成の要件について詳しく知りたい。

A1

- 基幹作として地力増進作物を作付けし、すき込んだ後、次期作（二毛作又は次年度の基幹作）で販売を目的とした麦、大豆、野菜、花き、果樹を作付けしてください。
 - ・作業日誌で、地力増進作物を作付けし、すき込んだことを証明してください。
 - ・加算対象となるのは次の①、②を比較して、小さい方の面積です。

ただし、**水稻の減少面積を上限**とします。

 - ①地力増進作物の前年度からの拡大面積
 - ②すき込んだ後に作付けした麦、大豆、野菜、花き、果樹の作付面積

A2

- なお本加算の予算は、県内の地力増進作物の拡大面積や水稻の削減面積を勘案して国から配分されることになっています。
国からの予算配分額が助成申請額を下回った場合は、満額の交付が出来ない可能性もあることにご留意ください。

経営所得安定対策等の概要

担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）があります。

また、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米や麦・大豆などの戦略作物の本作化や特色ある産地の創造を支援する水田活用の直接支払交付金があります。

5 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の見直しについて

- 国は、水田活用の直接支払交付金について、令和9年度以降、作物ごとの生産性向上への支援に見直す方針を示しています。
- これに伴い、水稲作付（5年に一度の水張り）がないほ場を交付対象外とする方針も見直され、令和9年度以降水張り要件は求められず、令和7年度、令和8年度については、連作障害を回避する取組を条件に交付金を交付することとなります。

連作障害回避の取組

地力維持のための堆肥投入

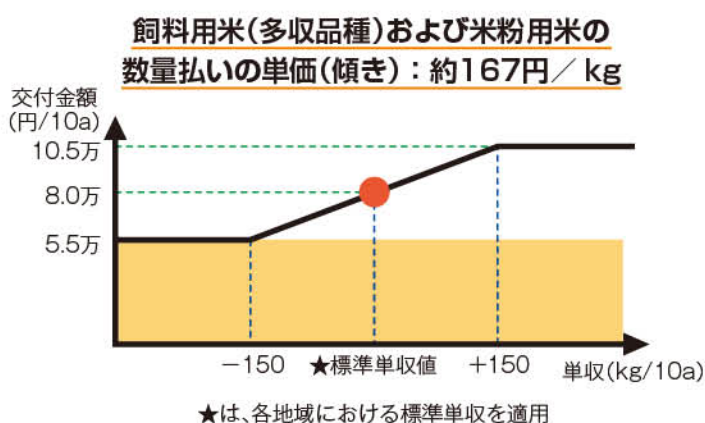
病害予防のための薬剤散布 等

※栽培日誌等に取組状況を記載してください

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a
飼料用米（一般品種）	収量に応じ、 5.5万円～7.5万円/10a

※多年生牧草については、当年で播種を行わずに収穫のみを行う場合は10,000円/10a



② 畑地化促進助成

○ 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援

①畑地化支援 7万円/10a

- ・高収益作物等による畑地化（交付対象水田からの除外）の取組を支援
- ・団地化要件（地域農業再生協議会が概ね集約されていると認めるもの）
- ・交付から5年間は水稻を除く販売を目的とした作物の作付けが必要

②定着促進支援 2万円※/10a×5年間（※加工・業務用野菜は3万円）
（①と併せて取り組むことが必須）

③産地づくり体制構築等支援

- ・畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援

④子実用とうもろこし支援 1万円/10a

- ・「推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

③ 畑作物産地形成促進事業

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

①対象作物	令和8年産の麦・大豆、高収益作物（加工・業務用）、子実用とうもろこし
②交付単価	4万円/10a
③採択基準	地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

※麦・大豆については、輸向け又は加工用向けが対象

※高収益作物については、輸向け又は加工・業務用とし、産地交付金の対象品目

※令和8年産の基幹作が対象

④ コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者と結びつきの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の低コスト生産に取り組む生産者を支援します。

①対象作物	令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米	
②交付単価	新市場開拓用米（輸出用米等）	4万円/10a
	加工用米	3万円/10a
	米粉用米	9万円/10a
	酒造好適米	取組年数に応じて最大3万円 / 10 a
③採択基準	地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択	

※新市場開拓用米：輸出用米、輸向け日本酒の原料となるものに限り醸造用玄米など

※令和8年産の基幹作が対象

※酒造好適米取組年数に応じて「1年当たり1万円/10a×最大3年間」を一括で支援

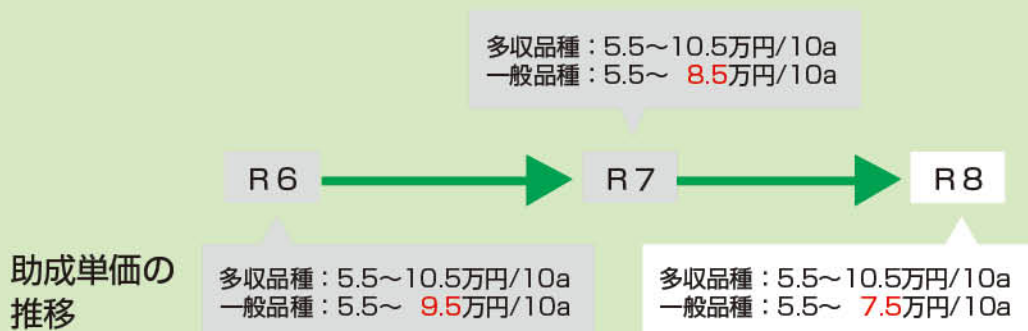
※多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

飼料用米を
生産する皆様へ

飼料用米は多収品種で取り組みましょう！

令和6年産から、国の戦略作物助成における一般品種の飼料用米の助成単価が段階的に引き下げられます。

飼料用米を生産する方は、ぜひ多収品種（専用品種）の導入をご検討ください。



○ 優良な種子の確保に向けて

- 多収品種は600kg/10aを目標に多収を目指しましょう。
- 十分な収量を確保するため、**品種に応じた施肥管理**や**栽植密度の再検討**を行うなど、多収品種に応じた栽培管理を行いましょう。
- 優良な種子を使用するため、適切な**種子の更新**を図りましょう。

自家採種

質のよい種子を生産しましょう

- 種子に仕向ける場合は、ばか苗病などの種子伝染病の病害が発生していないほ場から収穫したものを仕向けましょう。

第三者に譲渡しないようにしましょう

自己の経営のために採種した登録品種の種子は、他人への譲渡や海外への持ち出しはできません。

飼料用米等の自家採種について

- 水田活用の直接支払交付金の交付を申請している場合は、調製により発生する低品位米や残量についても取組計画に沿って、確実に飼料用等に仕向ける必要があります。

7

畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払は、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※認定農業者になりたい方は、農業経営の目標や目標の達成に向けた取組を記載する「農業経営改善計画」を作成し、市町村へ申請してください。
県が内容を審査し、認定します。

【申請手続き】

交付申請書の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の解答欄の「する」に○をつけて、生産年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。

【支払い方法】

①数量払：生産量と品質に応じて交付

対象作物	平均交付単価	
	免税事業者	課税事業者
小麦	6,000円/60kg	5,590円/60kg
二条大麦	5,220円/50kg	4,900円/50kg
はだか麦	8,850円/60kg	8,330円/60kg
大豆	10,910円/60kg	10,340円/60kg
そば	16,730円/45kg	15,930円/45kg

※令和5年産から課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられます。

免税事業者向け単価を申請する方については、証明として、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要になります。

・免税事業者であることの基準
→2年前の課税売上が
1千万円以下であること

※品質区分ごとの交付単価の詳細は、地域協議会（市町村農業関係課）にお問い合わせください。

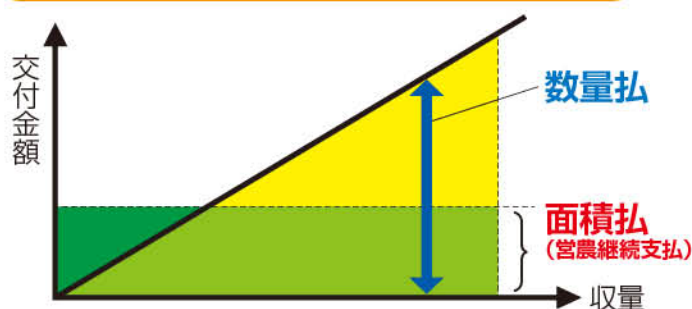
※麦、大豆、そばは農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い一定以上の格付けに相当すると確認されたものが対象になります。

②面積払：数量払の内数として

20,000円/10a（そば：13,000円/10a）

※面積払は数量払の先払いとし、収穫後、収量に応じて面積払を控除した金額が支払われます。

数量払と面積払との関係



【計算例（免税事業者向け単価）】

作物：小麦、作付面積：20a、収量：600kg のとき

①面積払（先払い）

$20,000円/10a \times 20a = 40,000円$ を交付

②数量払（収穫後）

$6,000円/60kg \times 600kg = 60,000円$

→ $60,000円 - 40,000円$ （面積払額）

= $20,000円$ を交付

8

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

ナラシ対策は、農家抛出に伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

※米については令和4年より、事前契約等が必須となります。

①生産者から集荷業者への出荷・販売の場合	②生産者から需用者・卸への直接販売の場合
6月末までに出荷契約又は販売契約を結び翌年3月末までに出荷・販売されたもの。	6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約を結んだもの。

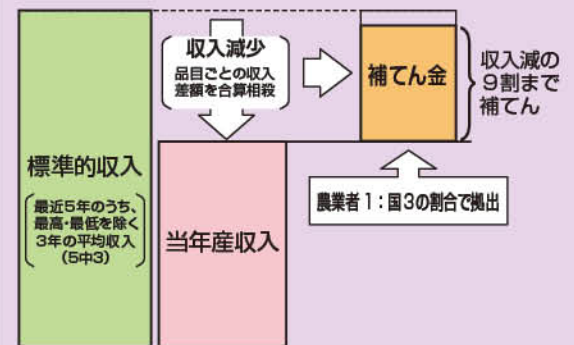
【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

【申請手続き】 交付申請書の「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請」の解答欄の「する」に○をつけて、当年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。また、当該交付金にかかる積立金の申出をしてください。なお、収入保険制度と同時加入はできません。

【支払い方法】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

- 農業者は対策加入時に、標準的収入額から
 - ①10%の収入減に対応するコース
 - ②20%の収入減に対応するコース
 のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- 国からの交付金は、積立金の3倍までです。
- 積立金は、掛け捨てではありません。

〔都道府県等地域単位で算定〕



<標準的収入額とは>

過去5カ年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3カ年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに算定しています。

<積立金の算定例（加入時）>

$$\begin{aligned} \text{積立金（20\%コースの場合）} &= \text{標準的収入額} \times 20\% \times 9割 \times 1/4 \text{（国が3/4補てん）} \\ &= \text{標準的収入額} \times 4.5\% \end{aligned}$$

（例）Aさん（生産予定面積が米6ha、麦4ha）が20%コースを選択した場合

品目	Aさんの 生産予定面積 ①	Aさんの地域の 標準的収入額 ②	Aさんの 標準的収入額 ③=①×②	Aさんの積立額 ④=③×4.5%
米	6ha	125,000円	7,500,000円	
麦	4ha	20,000円	800,000円	
合計			8,300,000円	373,500円

※農業者の積立額は、国が農業者ごとに算定し、通知します。

新規需要米を主食用米として 出荷・販売する行為は**違法**です！

主要食糧の需給および価格の安定に関する法律（食糧法）に基づき、用途限定米穀の用途外使用には罰則が科されます。

特に、水稻の管理方式について、今一度、ご確認をお願いします。

○一括管理方式




ほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う方式で、**契約数量どおりに出荷します。**

当初計画どおり作付けした飼料用米等が契約数量に満たない場合は、地域農業再生協議会に連絡の上、必要な手続きをしてください。




○区分管理方式

あらかじめほ場を特定し、主食用米と明確に区分して生産・収穫・乾燥・調製を行う方式で、「ふるい下米」を含む全量が用途限定米穀となり、**全量を出荷します。**

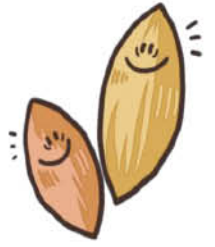
こんな行為は違反です！

-  飼料用米として生産した米を主食用として販売
-  主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として出荷
-  他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に**水増して出荷**

国は飼料用米の出荷状況を確認します！

-  飼料用米の農産物検査の場で、農産物検査機関等が飼料用米の出荷状況を確認します。
-  検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米の**状況を確認**することがあります。
-  畜産農家等の需要者に**きちんと飼料用米が納入**されているか確認することがあります。

生産者の皆さまへ



米トレーサビリティ法について

※法律に基づき、抜き打ちで立入調査を行います。

① 取引等の記録の作成・保存が必要です！

重要

- ☆ 「伝票等を受領」または「自ら記録の作成」が必要です。
- ☆ 伝票や記録は、3年間保管してください。

(対象品目) 玄米、精米、米粉、米こうじ、米飯、もち、団子、菓子、清酒などすべて
※飼料用米等の新規需要米やふるい下米も対象です。

令和3年9月4日 No. ②

徳島 タロウ 様

徳島市方代町100-1
有限会社 四国三郎米穀商店

下記のとおり支払申し上げます。

税込合計金額 966,600- 税率 % 消費税額等

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	摘要
8/6	コシヒカリ	18	6千	108,000	
8/8	コシヒカリ	88	6千	528,000	
8/21	あきさかり	36	5,800	208,800	
8/22	あきさかり	21	5,800	121,800	飼料
合 計				966,600	

徳島県産

記録事項

①取引先名、搬出先

②年月日

③品名

④用途

⑤産地

② 産地情報の伝達が必要です！

☆ 伝票や包装に「国産」、「徳島県産」などを記載してください。



名称	だんご
原材料名	米(国内産)、砂糖…
内容量	4本
消費期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	□□□□□□
製造者	△△△△△

農地中間管理事業

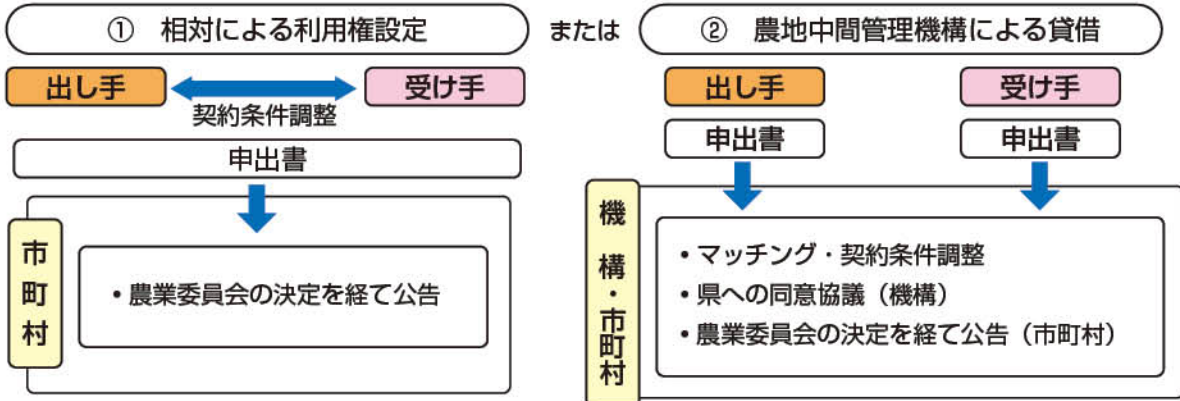
農地貸借の仕組みが 大きく変わります！

変更のポイント

- 農用地利用集積計画に基づき、市町村で行われていた「出し手・受け手の相対」による利用権設定の手続きが廃止されます。
- このたび、農地一筆ごとに当該農地を利用する農業者を記した「目標地図」を含む「地域計画」が、市町村によって作成されました。農地中間管理機構では、この計画に基づいた農地貸借の手続きを行います。

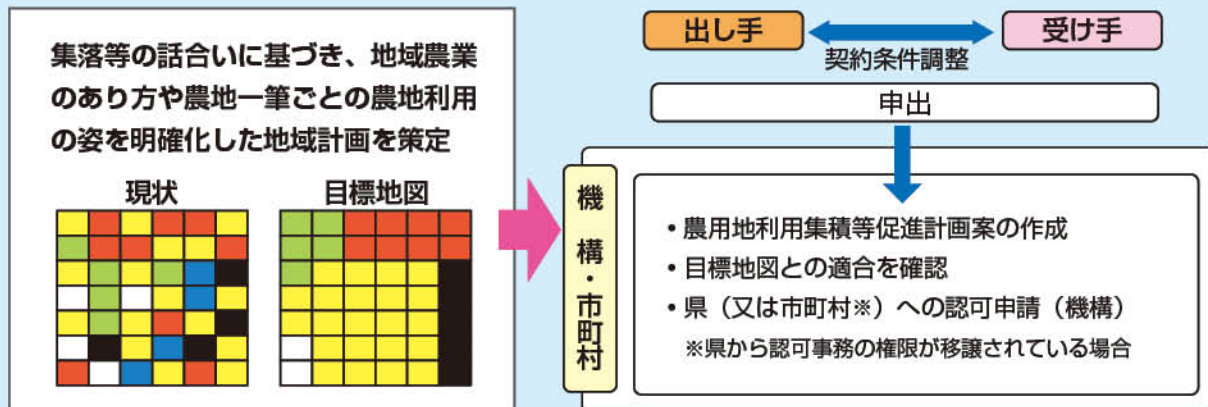
※ 農地法第3条による農地貸借は、引き続き利用可能です。

これまでの仕組み



令和7年4月からの仕組み

農地中間管理機構による貸借



徳島県農地中間管理機構（公益財団法人徳島県農業開発公社）

農作物共済と収入保険制度のポイント

水稲共済の加入申込が始まります。

近年全国的に異常気象により、自然災害や高温障害、獣害などが増加しています。災害に備えて、水稲共済に加入しましょう。

◆ 加入申込期間（移植期まで）

- ◎ 加入申込書に署名又は押印し、ご提出をお願いします。
申込書はNOSAI部長や地域再生協議会を通じて配布いたします。（各市町村によって異なります。）
新規に加入を希望される方は、お近くのNOSAIまでご連絡ください。

◆ 加入いただける引受方式の種類

	主食用米を栽培	飼料用米を栽培	
引受方式	地域インデックス方式	全相殺方式	半相殺方式
主な内容	市町村別の統計データを元に、 収穫量が一定の割合を超えて減少した場合 に共済金をお支払いします	農業者ごとの 過去の収穫実績を加味し、減収量に応じて 、共済金をお支払いします	農業者の減収量に応じて、 耕地ごとに現地調査を行い 共済金をお支払いします
こんな方におすすめ	掛金が最も安く おすすめです！	乾燥調製施設の計量結果または 税務申告帳簿等、収穫量が適切に把握できる方 におすすめです！	一筆ごとの手厚い補償が 欲しい方におすすめです

一筆半損特約及び、一筆全損特例について（各方式に自動付帯されています）

一筆半損特約

半損以上になった耕地がある場合、5割減収とみなし2割部分をお支払いします！

（例）イノシシにより5割以上の被害を受けた場合



一筆全損特例

全損(収穫皆無)となった耕地がある場合、7割部分をお支払いします！



ほとんど収穫できなくても2割しかもらえないの？

稲が分散して残っている場合や、イノシシ等の異臭により出荷できない場合も、収穫皆無として取り扱いします！



※ 移植不能および発芽不能も補償対象です（一定の調整額は差し引かれます）

「環境負荷低減のチェックシート」のWEB回答にご協力ください

農林水産省では「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取り組みを推進するため、令和6年度から、各種補助事業を受けるに当たって、環境にやさしい取り組みの実践を要件としています（「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」）。詳しくは、P. 25を参考にしてください。

回答はQRコードまたは下記URLから

<https://forms.gle/wRenkzs7FRHQTaQ9>



— 個人情報取り扱いについて — 回答頂いた情報は加手続きにおいてのみ使用し、他の目的に利用することはありません。



「収入保険」が

様々なリスクから農業経営を守ります！

自然災害や
鳥獣害など
で収量が
下がった



市場価格が下がった



災害で
作付不能に
なった



倉庫が浸水して
売り物にならない



盗難や
運搬中の事故
にあった



けがや病気で
収穫が
できない



収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 農業者ごとに基準収入(売上)の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填。収入がゼロになった場合、基準収入の80%以上を補償。
- 無利子のつなぎ融資が受けられます！
収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)			
過去平均販売金額	保険料(掛捨て部分)	積立金	合計
1,000万	13万円	22.5万円	35.5万円

保険料(掛捨て部分)は、保険年の必要経費として計上できます。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

※収入保険は青色申告者が対象です。現在白色申告の方も青色申告への変更をご検討ください。

収入保険の補償内容など詳しいことは、NOSAI徳島にお問い合わせください。

- 徳島県農業共済組合 本所(徳島市) TEL 088-622-7731
- 南部支所(阿南市) TEL 0884-21-1050
- 西部支所(美馬市) TEL 0883-52-3301

対策の加入申請・交付手続き

(1) 交付金に関するスケジュール（予定）

	令和6年												令和7年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付																		
													対象作物の作付確認、数量払いの数量確認					
				交付申請書、 営農計画書等 の受付			ゲタ対策の数量払の交付 (大豆、そばは8月～5月)											
				ナラシ対策の 積立て申出			ゲタ対策の 面積払の交付			水田活用の直接支払交付金の交付						交付申請		ナラシ対策の 補填金の交付
					積立金の納付													

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県拠点等）へ提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積み立申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期（予定）

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ア 面積払 : 生産年8月～10月頃
 - イ 数量払 : 生産年7月～生産年翌年5月頃
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） : 生産年翌年5月～6月頃
- ③ 水田活用直接支払交付金 : 生産年8月～生産年翌年3月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売の状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち、加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

- 農林水産省の各種補助事業で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなっています。
- 点検シートを参考に各取組を実践し、申請書のチェック欄にチェックをつけ、提出してください。
- 各取組を実践していない場合は、交付金を受け取ることができません。

様式第1号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄



過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

取組状況を確認し、✓を入れて保管しておいてください。

※すべての取組を実践する必要があります。

提出いただく主な書類

- 1 経営所得安定対策等交付金交付申請書
- 2 営農計画書
- 3 振込口座届出書等

令和8年度 主食用米の生産目安通知書 及び 水稲生産実施計画書兼営農計画書 及び 農作物
中国四国農政局長殿 地域農業再生協議会経由

氏名、住所などを
確認してください。

2022年以降で最後
に水稲を作付けした
年を記載してくだ
さい。

<作期>
基幹作は「1」
二毛作は「2」

<作物等名>
作付けする作物に
変更がある場合は
修正してください

市町村			地区			集落			参加する認定方針作成者名			大地区	小地区	組合
農業者氏名						住所						電話番号		水稲共済加入
耕地番号	作期	水田等の所在地	水稲作付最終年(注1)	水田面積(畦畔含)畦畔除く(m ²)	水稲作付実面積(m ²)	共済引受面積(m ²)	水稲以外の面積(m ²)	水田区分	水田区分名	作物等コード	作物等名			
耕地	分筆										水稲			
											(のべ面積) 合計			
											(実面積) 合計			

申請するにあたって、次の事項を承認します。

- 1 記載のある生産調整方針者に参加すること。
- 2 この帳票の記載内容、これまでの対策での実施計画書、協議会の水田台帳、助成要件の確認資料等に含まれる情報(個人データ)について、以下の必要な範囲において、関係機関が利用すること。
①申請・交付等に係る事務、②需要量に関する情報の算定、生産調整方針作成者が行う農業者別の生産目安の配分事務、③農作物共済事業の引き受け・評価・加入促進及び損害防止のための事務、④記載内容の修正に係る事務、⑤交付金の交付状況把握に係る事務、⑥統計情報の集計のための必要な事務、⑦その他、地域農業振興のために必要な事務
- 3 この帳票に含まれている第三者の情報により、その者が不利益を被った場合、提出者である私が責任を負い、地域協議会等に責任が及ばないこととすること。
- 4 販売・自家消費の欄に記入が無い場合は、全て自家消費として取り扱うことに異議はありません。
- 5 この帳票の記載内容を用いて、以下の必要な業務を行うこと。
①助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。
②助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じ提出すること。
③助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書の内容を修正すること。
- 6 助成金の交付を受けた後でも私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には助成金の返還に応じること。

7 農作物共済の加入に際しては以下の事項を確認したこと。

- と。
- <重要事項説明書>
*本農業共済組合は、農作物共済に関する事前説明を明示する必要を示す以下に記載致します。
次の(1)から(4)に該当する場合(免責事項)には共済金が支払われず、支済関係の解除・失効が生じること及び財務状況等によって、共済金の一部が支払われないことがあります。
(1)重大な過失等によって、この申込書に不実の記載をした場合及びした場合、変更が生じたのに通知を怠り、または不実の通知をした場合。
(2)正当な理由がないのに、掛金を払込み期日までに支払わない場合。
(3)通常すべき管理、その他損害防止義務を怠った場合及び組合の指示及び指し示に従わなかった場合。
(4)損害発生時に組合へ通知を怠り、または重大な過失等により不実等による場合。
以上、金融商品販売法に基づき「重要事項」を説明・開示しました。 申し込み個人情報については、農業保険事業における引受、損害評価及び損害賠償のために適正に利用いたします。また利用目的に沿った事務を円滑に事務を進め、国・地方公共団体、農業協同組合等関係する団体と情報を共同し、共有することがあります。
8 この帳票に記載の作付内容に変更が生じた場合は、速やかに地域協議会又は、共済加入の場合は、農業共済組合へ連絡して下さい。

(注1)前年度以前で、水稲を作付けた最終年もしくは水稲確認を行った最終年を記入

営農計画書の記載例 (太枠 の中を記入または修正してください。)

※様式のレイアウトが若干変更する可能性があります。

加入申込書兼変更届出書(異動通知)

備考2	備考3	水稲作付面積調査		合理的単収	主食用米の生産目
			m ²	kg	
農家の方は、太枠内に記入してください					
は種の有無	多収品種	作付予定	販売	自家消費	連絡欄 (地種名等)
		作付予定 収穫予定			植栽 造成年度
					転換 畑該年度
					畑地 化年度
					改善 計画達成年度
					支援 開始年
					高収 益作物定着
					備考1
					備考2
					備

＜作付予定＞
予定日を記入してください。

飼料作物の場合は
当年での種の有
無を記載

＜販売 / 自家消費＞
出荷・販売を一切
行っていない場合
は、自家消費欄に
「○」を記入して
ください。

畑作物の直接支払
交付金を申請される
方は、必ず記入して
ください。

水稻の用途別に
記入してください

区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積
WCS用米	kg 口-ル	a m ²
米粉用米	kg	a m ²
飼料用米	kg	a m ²
醸造用玄米	kg	a m ²
新市場開拓米	kg	a m ²
その他	kg	a m ²
加工用米	kg	a m ²
備蓄米	kg	a m ²
合計		a m ²

対象畑作物	生産予定面積※1	対象畑作物	生産予定
小麦	a m ²	そば	
大麦	a m ²	なたね	
二条大麦	a m ²	てん菜	
六条大麦	a m ²	でん粉用油 「ばいし」	
はだか麦	a m ²	日種交付金を希望する※2	
大豆	a m ²		

※1 ガタの面積に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記
参照の上、記入する。
(1) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計
(2) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦
に「ル」用麦等を除いた面積。
(3) 小麦は、「青まき」と「秋まき」に区別した面積。
(4) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除く。
(5) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
(6) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油原料以外のも
面積。

交付申請書の記載例

様式第1号A		令和 年産	
経営所得安定対策等交付金交付申請書			
農林水産大臣 殿		1 継続 <input type="checkbox"/> 新規	
<small>「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。</small>			
① 交付申請者欄	フリガナ	申請年月日 年 月 日	
	氏名又は法人・組織名	生年月日	
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
	代表者氏名(法人・組織のみ)	経営形態 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人	
	住所	法人番号 認定状況 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> ゲタ・ナラシ対象集落営農 <input type="checkbox"/> 認定なし <small>※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。</small>	
登録済の振込口座	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり		電話番号
② 交付申請内容 (本年度の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の口に✓してください) ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。			
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
本年度の申請	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	3	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
前年度の申請状況	無		無
<small>※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年度のナラシの申請はできません。</small>			
4	水田活用直接支払交付金の申請		
	「する」の場合、申請する事業の口に✓してください。 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業		
前年度の申請状況	無		
<small>※前年度の申請状況は参考です。</small>			
③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、口に✓してください。)			
<input type="checkbox"/> 過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。			
④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、口に✓してください。)			
<input type="checkbox"/> 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。			
		[地域協議会等]	[地方農政局等]
交付申請者管理コード			

〈申請書類の提出について〉

申請書類は営農計画書等を添えて、6月末までに、地域農業再生協議会へ提出してください。

※農作物共済に加入される方は提出期限が異なる場合があります。

※詳しくは、地域農業再生協議会(市町村・JA等)へご相談ください。

〈記入上の注意〉

表面

- ① 昨年に引き続き申請する方は継続に✓を付してください。
- ② 住所、氏名、電話番号等を記入してください。該当欄に✓を記入してください。
- ③ 該当欄に○を付してください。
- ④ 申請する場合は該当欄に✓を、申請しない場合は「しない」欄に○を付してください。
- ⑤ 様式確認の上、該当する方はチェック欄に✓を記入してください。

裏面(積立金の申出)

- ◎ 確認事項について、該当欄に✓を記入してください。
- ◎ ナラシに加入する方は、積立をする作物名及び作付予定面積を記入してください。
- ◎ ナラシに加入する方は、積立金の積立コースを選択し、該当欄に✓を記入してください。
- ◎ ゲタに加入する方は、「ゲタの申請作物」及び「ゲタ対策数量払いの単価選択」の該当欄に✓を記入してください。

お問い合わせ

- 産地交付金についてのご相談 …… 徳島県みどり戦略推進課 ☎088-621-2430
- 制度全般についてのご相談 …… 中国四国農政局徳島県拠点 ☎088-622-6132
- 申込申請等についてのご相談 …… 最寄りの地域農業再生協議会(各市町村農業関係課およびJA)
- 多収品種等の水稻種子のご注文に関するご相談 …… 最寄りのJA

栽培についてのご相談

- 徳島農業支援センター ☎088-626-8772
- 鳴門藍住農業支援センター ☎088-692-2515
- 吉野川農業支援センター ☎0883-26-3974
- 阿南農業支援センター ☎0884-24-4184
- 美波農業支援センター ☎0884-74-7491
- 美馬農業支援センター ☎0883-53-2309
- 三好農業支援センター ☎0883-76-0693

農作物共済、収入保険の補償内容についてのご相談

- 徳島県農業共済組合 ● 本所(徳島市) ☎088-622-7731 ● 南部支所(阿南市) ☎0884-21-1050
- 西部支所(美馬市) ☎0883-52-3301